

入試合格者既修者認定試験（2023年3月3日施行）

刑事訴訟法 試験問題

【問題】

以下の〈事例〉を読み、〈設問〉に答えなさい。

〈事例〉

1. X（50歳・男性）は、「令和4年6月30日午後9時30分ころ、甲県甲市乙町1丁目所在のフランス料理店Hにおいて、提供された料理に虫が混入していたといいがかりをつけて金員を得ようと企て、同店従業員A（32歳・男性）に対し、『おい、見てみろ。虫が入っているぞ。』と大声をあげたところ、Aから、『そんなはずはありません。』と指摘されるや激高し、その後、同店事務室において、謝罪する支配人V（45歳・男性）に対し、その胸ぐらをつかんで数回にわたり前後にゆするなどの暴行を加え、さらに、『俺の顔をよくもつぶしてくれたな。なめたことをしやがって。こんな店をつぶすのは簡単だ。あやうく虫を食わされるところだったとネットに書いてやる。』『虫が入った料理を出したことを許してほしければ、今すぐ10万円持って来い。』などと怒号して金員を要求して、その反抗を抑圧した上、同人が支配人室から持ってきた封筒入りの現金10万円を強取した」旨の、強盗罪の公訴事実で、公訴を提起された。
2. 被告人Xの弁護人Bは、金員強取の点を全面的に否認し、現金10万円は謝罪の趣旨で店側から任意に交付されたものであること、また、公訴事実どおりの行為が行われたとしても、検察官Pの主張する犯行手段は、強盗罪の要件とされる、相手方の反抗を抑圧するに足りる程度に至っているとはいえないことを主張した。

検察官Pは、強盗罪が成立すること（そして、少なくとも恐喝罪が成立すること）を立証するため、種々の証拠の取調べを請求し、被告人側との間において、主張立証が尽くされた。
3. 審理の結果、裁判所は、外形的には検察官Pが主張する事実が概ね認められるものの、Xの犯行手段に関連する項目については、強盗罪の要件を満たしているとはいいがたく、結局、恐喝罪の限度で犯罪が成立するにとどまる、との心証を形成した。

〈設問〉

以下の小問すべてに答えなさい。ただし、解答の順番は問わない。

1. 本件について、捜査段階において検察官Pから取調べを受けた支配人Vの供述を録取した書面（末尾にその内容を確認したVの署名押印がある）が存在し、その中に、XがVに対し、フランス料理店Hの事務室で、「俺の顔をよくもつぶしてくれたな。なめたことをしやがって。こんな店をつぶすのは簡単だ。あやうく虫を食わされるところだったとネットに書いてやる。」「虫が入った料理を出したことを許してほしければ、今すぐ10万円持って来い。」などと怒号して金員を要求した旨の記載があるとする。

Vが国外にいて、公判期日において供述することができないとき、検察官Pは、XがVを脅迫した事実を立証するために、Vの供述を録取した書面に記載された、Xの上記発言を証拠として用いることはできるか、論じなさい。

2. 第一審裁判所は、訴因変更の手続を経ることなく、その心証に従って、恐喝の事実を認定することができるか、論じなさい。